

食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する
基本的事項に関する参考資料

第 1 関係 1

第 2 関係 4

第 3 関係 1 1

第 4 関係 1 9

第 5 関係 2 4

第 6 関係 2 8

第 7 関係 3 2

第 8 関係 3 5

第 9 関係 4 0

第 10 関係 4 4

リスク分析手法の概要

リスク 健康への悪影響が生ずる確率とその程度

リスク分析 健康への悪影響の発生を防止又は抑制する科学的手法

食品健康影響評価（リスク評価）
内閣府食品安全委員会



食品を摂取することにより人の健康に及ぼす影響について科学的に評価すること

例：農薬の安全性評価
（一日摂取許容量（ADI：〇〇mg / kg体重 / 日）の算定等）

行政的対応（リスク管理）
厚生労働省、農林水産省等



国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価が行われたときはその結果に基づいて基準の設定や規制の実施等の行政的対応を行うこと（緊急暫定的な対応を含む）

例：農薬の残留基準の設定
（米の中の残留基準を〇〇mg / kg以下に設定等）

社会的合意形成（リスクコミュニケーション）

関係者相互間の情報及び意見の交換

例：意見交換会の開催、パブリックコメントの実施



新たな食品安全行政

内閣府

食品安全担当大臣

食品安全委員会

- ・リスク評価（食品健康影響評価）
- ・リスクコミュニケーションの実施
- ・緊急の事態への対応

情報収集・交換

諸外国・
国際機関等

その他関係行政機関

評価結果の通知、勧告

厚生労働省

評価の要請

評価の要請

評価結果の通知、勧告

農林水産省

○ 食品衛生に関するリスク管理

- ・ 添加物指定・農薬等の残留基準や食品加工・製造基準等の策定
- ・ 食品の製造、流通、販売等に係る監視指導を通じた食品の安全性確保
- ・ リスクコミュニケーションの実施

○ 農林水産物等に関するリスク管理

- ・ 生産資材の安全性確保や規制等
- ・ 農林水産物等の生産、流通及び消費の改善活動を通じた安全性確保
- ・ リスクコミュニケーションの実施

リスクコミュニケーション

関係者相互間の幅広い情報や意見の交換

消費者・事業者等

○食品健康影響評価の対象となる「生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態」の例

食品との関係	危 害	種 類		
		生物学的	化学的	物理的
食品に含まれる	人の健康に影響を及ぼすおそれがある「要因」	・ 食中毒菌（腸炎ビブリア等） ・ ウイルス（小型球形ウイルス等） ・ 寄生虫（アニサキス等） ・ プリオン	・ 農薬 ・ 動物用医薬品（合成抗菌剤等） ・ 食品添加物（乳化剤、ゲル化剤等、保存料等） ・ 重金属（カドミウム等） ・ 容器包装溶出物質（フタル酸エステル、ビスフェノールA） ・ かび毒（アフラトキシン） ・ ふぐ毒（フグ毒（テトロドトキシン））	・ 異物（ガラス、金属、プラスチック） ・ 放射線
食品が置かれる	人の健康に影響を及ぼすおそれがある「状態」	きんそう ・ 菌叢 ・ 腐敗	・ pH	・ 温度